

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 殿

全日本電機・
千

年 9月 9日
労働組合
出
務局長

千葉県電機特定最低賃金審議に関する意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定（産業別）最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的とし、「労使交渉の補完・代替」機能を持っています。また、賃金の不当な切り下げ・製品の買い叩きを防止するなど、「事業の公正競争の確保」によりサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担っています。

電機連合は、毎年の総合労働条件改善闘争（以下、闘争）において、企業内のミニマム基準の底上げと、未組織労働者を含めた電機労働者全体の賃金の底上げ・公正処遇確立に向け最低賃金の引き上げに取り組んでいます。2024年闘争においては、産業別最低賃金（18歳見合い）を「高卒初任給の水準へ準拠させていく」とした労使共有事項をふまえた取り組みを推進し、多くの加盟組合において184,500円以上とすることができました。

電機連合統一闘争の成果を、電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定（産業別）最低賃金」である「法定電気機械器具製造業最低賃金（以下、法定電機最低賃金）」がその役割と機能を果たし続けられることが必要不可欠です。千葉県内の電機産業で働くすべての労働者の生活環境を改善すべく、今年度の千葉県電機特定最低賃金に関する改定について、別紙のとおり意見致します。

千葉県電機特定最低賃金審議に関する意見書

1. 特定（産業別）最低賃金について

特定最低賃金は、千葉県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。

従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。

2. 特定（産業別）最低賃金の役割と重要性について

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行された。

特定（産業別）最低賃金は、同一労働同一賃金推進法（2015年、正式名称「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」）の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。」とされていることから、その役割がますます重要になっている。

3. 金額改正の必要性について

電機産業は日本における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

4. 適切な水準改善の必要性について

電機連合各加盟組合は、2024年闘争において、企業内最低賃金である「産業別最低賃金」の引き上げ要求を行い、184,500円以上となった。この水準の時間あたり換算額は約1,194円（※）である。

千葉県内の電機産業で働くすべての労働者の生活環境を改善すべく、また千葉県の電機特定最賃金の入口賃金として相応しい水準となるよう、隣県格差の縮小なども踏まえ慎重な水準審議をお願いする。

（※）〔算定根拠〕 $184,500 \text{円} \times 1 \div 154.52 \text{時間} \times 2 = 1,194.020 \text{円}$

*1 中關組合（12組合）の産別最賃（18歳見合い）の最頻値（2024年闘争結果）

*2 中關組合の月間所定労働時間の平均値（2024年度）

以 上